

平成29年度第3回新潟市障がい者施策審議会 会議議事録【確定版】

○日 時：平成29年11月22日（水）午前10時00分～午前11時30分

○会 場：白山会館 胡蝶の間

○出席者

・委員：松永会長代理、石川委員、富田委員、高井委員、丸山委員、佐藤委員、片桐委員、
宇治委員、多賀委員、本間委員、松井委員、有川会長、布施委員、広岡委員
計13名（欠席委員：片桐委員、熊谷委員）

・関係課：こども政策課、こども家庭課、こころの健康センター、学校支援課、
各区健康福祉課

・事務局：障がい福祉課長、障がい福祉課長補佐、障がい福祉課職員5名

○傍聴者：4名

1. 開 会

（司 会）

委員の皆様おそろいですので、ただいまから、平成29年度第3回新潟市障がい者施策審議会を開会いたします。

本日はお忙しい中、ご出席いただきましてありがとうございます。本日の進行を務めます新潟市障がい福祉課課長補佐の佐藤と申します。よろしくお願いいたします。

本日の会議につきまして、議事録作成のため、録音をご了承いただきますようお願いいたします。

委員の皆様のご発言の際には、職員がマイクをお持ちしますので、お手数ですが挙手をお願いいたします。

会議に入ります前に、配布資料の確認をお願いいたします。はじめに、事前にお送りしたものと、

- ・本日の次第
- ・出席者名簿
- ・【資料1】第5期障がい福祉計画及び第1期障がい児福祉計画素案
- ・【資料1-2】第2回審議会及び文書による意見照会の意見等について
- ・【資料1-3】平成29年度就労移行支援事業所の「就労定着支援体制加算」申請状況
- ・【資料1-4】意思疎通支援事業の派遣件数内訳
- ・【資料2】今後のスケジュールについて

以上の7点となっています。

本日机上に配布したものとしましては、

- ・ 座席表
- ・ 【資料2】 今後のスケジュールについて（修正後）
- ・ 【資料1-5】 地域活動支援センターの活動指標
- ・ 【参考資料1】 新潟市地域生活支援拠点等整備促進検討状況報告
- ・ 【参考資料2】 「まちなか障がい福祉フェス2017」チラシ
- ・ 新潟精神科リハビリテーション研修会第26回研修会

以上を配付させていただきました。お手元にございますでしょうか。

次に、本日の委員の出席状況ですが、委員15名のうち片桐委員、熊谷委員から欠席のご連絡をいただいております。13名の委員の方々が出席されておりますので、過半数に達して、この審議会が成立していることをご報告いたします。

2. 福祉部長挨拶

(司会)

それでは、開会にあたりまして佐藤福祉部長よりごあいさつ申し上げます。

(福祉部長)

皆さん、おはようございます。福祉部長の佐藤でございます。本日は第3回目の新潟市障がい者施策審議会にご出席いただきまして、ありがとうございます。

今回で3回目ということで、前2回におきまして、来年度から3カ年の新たな政策ということで障がい福祉計画、障がい児福祉計画につきましてご審議いただき、また、文書での照会、回答をいただいていたところでもあります。本日、皆様、お陰様を持ちまして、素案という形まで辿り着くことができました。今日もまた真摯にご議論いただき、今後、パブリックコメントを経て、今年度中に策定を進めていくというスケジュールになっております。

今後とも、皆様方のご意見、ご助言をいただきながら、障がい施策の推進に取り組んでまいります。よろしくお願ひしたいと思ひます。

3. 議事（1）第5期障がい福祉計画及び第1期障がい児福祉計画素案について

(司 会)

それでは、これより議事に移らせていただきます。

これからにつきましては、有川会長に進行をお願いいたします。よろしくお願ひします。

(有川会長)

皆さん、おはようございます。いかにも真冬な気温になっておりまして、これから寒い冬に向かっていくのだなということを少し実感させられております。

本日まで、前回と本日までの期間が大変タイトなスケジュールになっている中を、今日は素案を作成いただきまして、ありがとうございました。おそらく、今、予算折衝の時期でもあって、非常に忙しいスケジュールの中でこれを作成されたのかなと思っております。

本日の次第にしたがいまして議事を進めさせていただきたいと思っております。本日の流れですが、議事（１）「第５期障がい計画及び第１期障がい児福祉計画素案について」にほとんどの時間を割り振っています。議事（２）「今後のスケジュールについて」は数分程度の時間ということで、今日は議事（１）について時間を割いていきたいと思っております。その他の報告等もでございます。時間内に終了できるように、皆様も協力をお願いいたします。

それでは、議事（１）「第５期障がい計画及び第１期障がい児福祉計画素案について」、事務局から説明をお願いいたします。

（事務局：田中障がい福祉課長）

おはようございます。障がい福祉課長の田中でございます。

議事（１）「第５期障がい福祉計画及び第１期障がい児福祉計画素案について」、資料１に基づき、ご説明させていただきます。

表紙をめくっていただいて目次でございます。今回お示しする素案につきましては、「１ 計画の概要」から「６ 計画の達成状況の点検及び評価」まで、六つの章で構成されております。このうち、「３ 新潟市における障がいのある人を取り巻く状況」から「５ 各年度の活動指標（サービス見込み量）とその確保のための方策」までは、大部分が前回の審議会でお話した資料の内容で構成されてございます。今回、新たにご説明させていただくのが、１、２、４の（７）、５の（６）および６でございます。完成版では６のあとに、資料編として施策審議会委員の皆様の名簿や計画策定に先立ち実施したアンケート結果を加える予定としてございます。下の点線囲み、本文中大きく「**新**」の印がある部分につきましては、第４期障がい福祉計画にはなかった新しい項目を示しているものでございます。完成版におきましては、この印は削除しようということで考えております。

それでは、項目ごとに順を追ってご説明させていただきます。

１ ページ目、「１ 計画の概要」については、計画策定の趣旨、計画の位置づけ、計画の期間を記載しています。事前送付させていただいておりますので、詳しい説明は省略させていただきます。

引き続き、２ ページをご覧ください。「２ 計画の基本理念及び基本的な考え方」では、国の示す指針に沿って項目を設け、その内容に本市の考え方を掲載しています。２ ページから 7 ペ

ページまで、全部で17項目あり、そのうち新規項目は9項目となっております。今回の審議会に先立ちまして、素案の叩き台を皆様にお送りし、ご意見をいただきました。本日お示した内容につきましては、そのご意見を反映させていただいております。のちほど、どこが変わったかという点につきましてまとめてご説明させていただきます。

ページが飛びますが、28ページをご覧ください。前回の審議会でご検討いただいた、平成32年度の成果目標について、目標を達成するための対応について掲載したページでございます。非常に申し訳ないのですが、一部、資料の訂正をお願いしたいと思います。「新」の印が抜けている部分がありましたので、記入をお願いしたいと思います。29ページの③、⑤、こちらにまず「新」の印をお願いしたいと思います。それから30ページの⑥、こちらにも左脇にそれぞれ「新」と入れていただきますようお願いいたします。今、修正をお願いした29ページの③、⑤、30ページの⑥が新規項目ということでございます。

この資料の28ページから30ページの部分についても、本日の会議に先立ちお示した原案についてご意見をいただいております、それを反映した内容となっております。その変更点についても、のちほどまとめてご説明させていただきます。

最後の47ページをご覧ください。ここでも資料の修正をお願いしたいと思います。47ページ6番でございます。計画の達成状況の点検及び評価の項目がございますけれども、その1行目でございます。「障がい福祉計画のサービス見込み量等」と記載がございますけれども、そこに書いてある「サービス見込み量等」を修正していただきたいのですけれども、その箇所を「成果目標や活動指標（サービス見込み量）」と修正をお願いしたいと思います。このページでの内容につきましては、前の計画、第4期計画と同じでございます。

続きまして、資料1-2を見ていただきたいと思います。A4縦の両面印刷されたものでございます。「第2回審議会及び文書による意見照会の意見等について」ご説明させていただきます。

(1)につきましては、第2回の審議会でもいただいたご意見と、それに対する考え方等を記載したものでございます。

①は障がい者数の推移をご説明した際に、身体障害者手帳所持者の障がい別内訳を示してほしいというご意見でございました。これにつきましては、先ほど見ていただいた資料1の10ページにグラフを掲載させていただきました。直近の平成28年度の数字をご紹介しますと、肢体不自由が最も多く57.6パーセント、次に内部障がい25.3パーセント、聴覚・平衡機能障がい9.4パーセント、視覚障がい6.4パーセント、音声・言語・そしゃく機能障がい1.3パーセントとなっております。肢体不自由と視覚障がいは減少傾向、内部障がいは増加傾向にあるという状況でございます。

先ほどの資料1-2に戻っていただきたいと思います。

資料1-2(1)②でございます。発達障がいのある人のみについてアンケート結果を分析してほしいというご意見をいただきました。それにつきましては、発達障がいがある方の回答者が25人で少数のため、分析の効果が見込めないのを、省略させていただきました。省略させていただきましたが、いただいたご意見を踏まえまして、資料1の16ページ、上から5行目に、支援を必要とする人の把握自体が課題であることを新たに盛り込みました。

次にまた資料1-2に戻っていただきまして、③でございます。就労定着率のわかる資料を示してほしいというご意見でございました。これにつきましては資料1-3をご覧ください。ご意見をいただいたおりの数値を出すことは困難であったために、参考となるものとして、平成29年度の就労移行支援事業所の「就労定着支援体制加算」の申請状況をお示ししたものでございます。これはAからTまで20か所の就労移行支援事業所につきまして、6か月から12か月、12か月から24か月、24か月から36か月の区分で就労を継続した人の数と比率を示したものでございます。ただし、この比率につきましては、実際にサービスを利用した人がどのくらいの期間就労したか、個人を追った比率ではなく、あくまでも事業所の定員に対する比率となっていますので、ご意見をいただいたところと違うデータになっています。ご覧のように、事業所によって就職者数と定着率に大きなバラツキが生じているという状況でございます。この資料はあくまでも参考にお示ししたというものでございますので、この計画には掲載しないということで考えております。

資料1-2に戻っていただきまして、(2)のほうの説明をさせていただきたいと思います。(2)文書による意見照会の意見等の説明に移ります。

はじめに①についてですが、発達障がい者の数の把握が課題となっていることを盛り込むべきというご意見をいただきました。先ほどの(1)②でご説明させていただきましたが、資料1の16ページにその旨を記載しました。

続きまして②でございます。アンケート結果で教育機関の対応力向上が求められていることがわかったため、特別支援コーディネーターの活用などに関する内容を追加すべきというご意見をいただきました。これにつきましては、資料1の6ページでございます。中段の②の6行目から、教育委員会の取組みとして、各学校の特別支援教育コーディネーターの研修を行って、知識、技能の向上に努め、各学校の専門性、対応力向上を図るという考え方を新たに盛り込みました。この記載の内容につきましては、29ページの一番下にも同じ文章で盛り込ませていただきました。

資料1-2に戻っていただき、(2)③でございます。先ほどの(1)①でご説明したものと同様のご意見でしたので、ご意見のとおり、先ほど10ページにグラフを盛り込みました。

引き続きまして④でございます。手話通訳、要約筆記派遣の件数を内容の種類別に示して欲しいというご意見をいただいたところでございます。これにつきましては資料1-4をご覧ください。平成26年から平成28年までの3年間について、派遣内容別にまとめたものでございます。手話通訳は医療機関実施にかかる個人医療の派遣が一番多く、次に個人その他が多くなってございます。個人その他の中には、冠婚葬祭やPTAの集まり、授業参観などが含まれてございます。要約筆記は、おもに行政が行う講習会として公的講習での派遣が多く、次に個人医療が多い状況でございます。この資料につきましても、参考にお示ししたもので、計画には掲載しないと考えてございます。

続きまして資料1-2の⑤でございます。「成果目標を達成するための対応」に、日中一時支援事業などの地域生活支援事業の充実に関する記載を追加すべきというご意見をいただきました。これにつきましては、素案の成果目標の中に地域生活支援事業に関する項目がないということもございましたので、素案の中の4ページ、基本的な考え方の中に追加させていただきました。②日中活動系サービスの保障では、ご要望の趣旨が含まれていますけれども、日中一時支援のサービスという名称をここで加え、強調をさせていただきました。

続きましてまた資料1-2に戻っていただきたいと思っております。

(2)⑥学校の対応力向上に関する項目を追加すべきというご意見でございますが、これも先ほどご説明した(2)②のご意見と同じ対応として、素案の6ページと29ページに、各学校の専門性、対応力向上を図る取組みについて、記載を追加させていただいたところでございます。

続きまして資料1-2の裏面を見ていただきたいと思っております。

⑦は、強度行動障がい児者の受け入れ可能な医療機関の確保に関するご意見でございます。これにつきましては、本市の医療計画など他の計画と関係するため、本計画には盛り込みませんが、今後、医療サイドと連携を図ってまいりたいと考えております。

続きまして、⑧でございます。40ページの地域活動支援センターの活動指標Ⅰ型からⅢ型の区分を明記して、それぞれの計画数を示してほしいという意見でございました。これにつきましては、本日お配りした資料1-5をご覧ください。本日配付させていただきました資料1-5で、Ⅰ型からⅢ型に分けた表に差し替えを行いたいと思っております。

資料1-2に戻っていただきまして、⑨のご説明をさせていただきたいと思っております。「親亡き後」の表現の削除についてのご意見でございます。ご意見を踏まえまして、本市としても、「親亡き後」に限らず、保護者の方がいる間にもさまざまな制度やサービスを充実させるべきとの考えのもと、「親亡き後」の表現を削除させていただきました。

最後の⑩でございます。意思疎通支援事業につきましては、手話通訳・要約筆記の活動指標だ

けでなく、「代読・代筆」についても考えて欲しいという意見でございました。これについては、しっかりと検討すべき事項であるという認識はあるところでございますけれども、全体量の把握や、他都市の状況をよく研究する必要があるため、現段階では、計画本文への掲載は難しいと考えております。

私からの説明は以上でございます。

(有川会長)

ありがとうございました。ただいま事務局から説明がありましたが、ご質問、ご意見等はいかがでしょうか。なかなか、じっくり資料を検討する時間もあまりなかったと思うのですけれども。この資料1-2の意見等を踏まえた修正等が足されているということです。いかがでしょうか。

(宇治委員)

宇治です。地域活動支援センターのⅠ型からⅢ型までの計画指針というものをお願いしてまして、短い時間の中で計画を立てていただいてありがとうございました。

ただやはり、その数字を見て、ああ、ずっと同じ数値でいくのだなというところで、少しがっかりした部分ではあるのですが、やはり地域で障がいのある人を支えるといった中で、地域のサービスを増やしていかないと、現状では足りない部分があるかなと思うのです。

特にⅠ型は、精神障がいの方の相談や、憩いの場的な、過ごす場所というところなので、すごく大切な場所であると思うのです。その中で、精神障がいの方が退院をして地域で生活したときに、やはりこういう場が多くなると、また再入院してしまうケースがあるかなと思います。このⅠ型があることによって、地域の中で一人でも生活できている、心の支えになって生活できているという現状を、当事者の方がいろいろなところで今発表をしたり、地域の民生委員の方にお話をしていたりという現状があって、やはりそのⅠ型というのは大切だと感じております。地域の住民の方たちも、Ⅰ型がもっと自分たちの地域にもあるといいというような声を聞いている現状があるので、今後の計画の中に、一つでも二つでも増やしていただけたらいいなと思うところと、このⅠ型、Ⅱ型、Ⅲ型、ずっと同じ数字、横ばいという形になっていますが、こうした理由などをお聞かせ願えたらありがたいと思います。

(事務局：杉本介護給付係長)

ご意見ありがとうございます。

Ⅰ型については、委員のおっしゃるとおり、大変重要な施設だということは理解しております。こちらのほうにも何カ所か作りたいという要望は実際にあります。ただ、どこに作ればいかという政策的な部分まではいってなくて、計画に記載するということまで至っておりません。来年度についてはもう予算の話もあるので再来年、その次、2、3と増えていくのか

もしれませんが、今現在ではこのような計画しか立てられないというところでご理解いただきたいと思います。たしかに委員のおっしゃるとおり、Ⅰ型につきましては、地域にあればすごく重要な施設だということは理解しておりますので、ニーズに応じて増やしていきたいと思います。

Ⅱ型につきましては、入浴があるというメリットはあるのですが、生活介護というところで入浴の部分がいま達成されておまして、Ⅱ型を増やしていただきたいという要望は聞こえてきていないという現状です

Ⅰ型、Ⅱ型、Ⅲ型すべてなのですが、予算的なもので申し訳ないのですけれども、かなり厳しい状態です。Ⅲ型につきましては、就労Bに移行するという施設と、来年度新設したいという要望が同じくらいの件数が出ているところです。Ⅲ型につきましても、地域の要望があるのだというようなことがありましたら、要件を満たしていればこちらのほうでは積極的に予算取りはするところですので、今現在、計画というところではこのような形にさせていただいているということをご理解いただければと思います。よろしくお願いたします。

(有川会長)

宇治委員、よろしいでしょうか。ほかにございませんでしょうか。

(松永委員)

松永です。

意思疎通支援事業についていろいろお願いしましたがけれども、今すぐは無理だということは理解できます。

現実的なことを考えますと、視覚障がい者が自宅に送られてきた文字が読めないわけです。家族がいればいいわけですが、家族が全盲夫婦ですとか、一人暮らしの方というのは、なかなかそれは読めないわけです。それで、ホームヘルパー、家事援助の方々に一部を読んでもらっている方もいるのですけれども、家事援助のついでだと、非常に時間に制約があってきちんと対応していただけない部分があります。

また同行援護では、自宅の玄関を出て目的地へ行って、家に帰って来て玄関に帰る、そこまでの間に代読、代筆はお願いできるのですけれども、家の中では代読、代筆はしていただけません。そう考えたときに、どうするかということになると、例えば私ですと、今日のようにこういう会議があれば、ここが終わったあと、市役所の1階のところでヘルパーさんに読んでもらうとか、あるいは総合福祉会館で読んでもらうとか、そういった形で外に出て行って対応してもらっています。ただ、いろいろな重要な書類とか手紙があったり、あるいはプライバシーのこともありますので、国も意思疎通支援事業の中でやるようにという話になっていますので、ぜひとも新潟市も検討していただきたいと思っています。

やはり誰でもいいというわけではなくて、やるにはそれなりの研修を受けた方、同行援護であれば、代読代筆の研修を受けていますのでそれで済むわけですけれども、今後意思疎通支援をどうするかというときに、一番簡単なのは、同行援護で来たヘルパーさんが、家の中でもやれる形になればいいわけですが、今の制度では自宅の中ではそれは対応できないことになっています。そう考えたときに、意思疎通支援事業というものを何かの形で新潟市も考えていただきたいと思って意見を述べさせていただきました。よろしくお願いします。

(事務局：高橋管理係長)

管理係の高橋です。ご意見ありがとうございました。

こちらでも松永委員と同じ考えは持っておりまして、非常に重要なサービスと考えております。現時点では、訪問系のヘルパーさんがある程度ニーズを吸収していただいているのだろうなというところは、こちらでも承知しているのですが、おっしゃるとおり、プライバシーの確保、守秘義務の問題、支援員をどのように養成していくかなど、あとはニーズがどのくらいあるかによっては、費用的にとっても新潟市が行える事業なのかどうかとか、そういったところを考えていかなければいけないかと思っております。

ついては、他市でやっているところの状況をよく研究させていただいて、なるべく低コストでやる方法がないかというようなことも含めて、今後検討させていただきたいと思っております。

(有川会長)

松永委員よろしいですか。ありがとうございます。ほかにご意見は。

(丸山委員)

資料1-3です。お願いして、苦勞して作っていただいてありがとうございました。

ただ、見てみると、どうも内容がよくわからなくて。一番下に平成28年度中におけるという前提で、定着率の定義が利用定員で就労定着者を割っているというのは、どういう意味をもっているのか。定着というのは、就職した人に対してどれだけ残って働いているかというのが、常識的には定義だと思うのですが、定員に対して定着という、こういう分母と分子の関係というのは、ひとつ理解できないと思います。

多分、これを見ると、Dのところは私どもではないかと思って見ていたのですが、

年度という考えでやったときに、例えば6か月以上12か月未満というのが対象になると思うのですが、それより長い年月、12か月以上とか24か月以上というのは、どうして出てこなかったか。どこからどこまでの期間を対象にしているのか、入り乱れてしまっているのではないかという気がして。最長でも12か月未満で、今の事情でいくと4月1日に就職した人でも3月31日時点では1年にならないのです。4月1日になって、翌年の4月1日で初めて1名がカウ

ントされているはずなので、そうすると、厳密に言えば、年度でいうと12か月という人はゼロのはずなのです。

そういうふうに考えたときに、このDのところをずっと見ていくと、では過去から就職した人まで全部対象にしているのだとすると、私ども、おそらく24か月以上の方は70人くらいいると思うのです。そうすると定員で割ったとしても300パーセントとかという数字になってこないとおかしいと思うのですが、その辺についてご説明いただけないでしょうか。

(事務局：横野就労支援係長)

就労支援係の横野です。資料1－3ですけれども、一番上に書いてあります、就労定着支援体制加算という、就労移行支援事業所の報酬の加算を申請する際に出していただく数字ということで、現状市の方で定着率のような数字で把握しているのはこれだけということで、今回の計画で新たに設ける職場定着率とは、基本的に考え方が違っているというものをまず前提としてご承知おきいただきたいと思います。丸山委員がおっしゃったとおり、通常、28年度内で12か月以上というのはありえないわけですが、この加算の対象となるのは、例えば24か月以上36か月未満というのは、28年度ですと、25年度とか26年度に就職して事業所を退職された方が、2年後、3年後まで就職している状態が継続しているといった方の、名前と企業の名前もみんな書いてもらって報告をいただいているということで、過去に就職された方の実績を報告してもらって、それで基準以上の率を満たしていると加算がつくということになっております。

(丸山委員)

それでもよく分からないですね。先ほども言いましたように、就職した時の対象年度が1年、2年前倒しされるのであれば、分母の方も比例関係が出てこないとおかしいし、そうしないと、例えばDを見るとどんどん減ってしまう。15、10、10ということはありえないわけで、過年度まで就職した人をさかのぼるのであれば、おそらくここが60名とか、70名という数字にならなければおかしいのですよ。そんなに人が辞めているわけではありませんから。そうすると、パーセンテージで言えば、おそらく300パーセントくらいの数字が24か月以上で200パーセント、300パーセントと数字が出てこない、つじつまが合っていない気がします。ちょっとその辺について精査していただければと思います。

(事務局)

これはあくまでその加算の申請のときの数ということで、職場定着の率というのは全然別の計算になりますので、ご了承下さい。

(丸山委員)

一番下の定着率というこの算式は、これは国で定められたものですか。

(事務局：横野就労支援係長)

そうです。

(丸山委員)

ということは、やはり私は、この考え方は少しおかしいと思いますけれど。

(事務局：横野就労支援係長)

その辺も、次の報酬改定でも議論されているところでございます。

(丸山委員)

分かりました。

(有川会長)

他にございますでしょうか。

(富田委員)

日中一時支援サービスについてですけれども、サービス見込み量も増やしていただいております。具体的なことと予算に関する事なので、今のうちに言った方がいいのかなと思ひまして、育成会で日中一時ができないかというシミュレーションを作ったことがあります。そうすると、単独事業だと採算が取れるのです。でも単独ですと、生活介護の方を別の場所に連れて行って、そこで日中一時をするということになるので、送迎が難しいので、やはり生活介護の事業所と併設して日中一時の事業があると、一番便利だと思うのです。ですから併設でやるのが一番いいのですが、でも、昼間使っている部屋をそのまま夕方の日中一時の部屋として使うと、本人、利用者たちはすごく混乱してしまって、今まで3時までその部屋にいたのに、ここで6時まで過ごすと言われても混乱するので、日中一時用の部屋を作ったりとか、ある程度お金がかかることになるわけです。ですから、併設でも予算がつくような、併設加算のようなものができるとやりやすいのではないかと思います。

もう一つ、今どこの分野でも人手不足だと思うのですけれども、その中で日中一時事業を増やして欲しいとなると、スタッフの確保が難しいと思うのですけれども、それに特別支援学校とか学級で勤務されていた先生、退職される先生などに、日中一時のスタッフになっていただくことはできないのかと、前々から考えていまして、全く素人の方が日中一時のスタッフになるよりも、今まで30年、40年経験されていた先生が障がい者の世話をしていただけると、すごくスムーズになると思いますし、今、60歳で退職された方でもすごく元気で、いろいろな分野で活躍されている方がたくさんいらっしゃるのです。ぜひ、連携してできないかと思うのですが、どうでしょうか。

(有川会長)

どうでしょうか。まとめてお伺いしたほうが。

(広岡委員)

自立支援協議会の広岡です。今日の日中活動系サービスの保障ということで、日中一時のもっと併設事業と一緒にやってほしいという意見、私もそれに賛成でありまして、ほかの事業とやっていると、加算がつかない、それから屋根が一緒だと出ないですとか、私どももやっているのですけれども、そういったことで単独加算がつかないから赤字に陥るといふ部分が非常に大きなダメージになっていまして、本当に日中一時、以前も話がありましたけれども、成人期の放課後といいますか、3時、4時以降の部分で保障する部分では大事な事業だと思っております。単独でなくても新潟市内にはけっこう、日中一時をやっている事業所がありますけれども来ていない、それは人がいないのか、黒字にならないのかという部分もあるかとは思っておりますけれども、そこに単独でなく併設でも、ある程度の保障をしてもらえるような加算等を考えていただければ、もっと今の事業所も日中一時をフル稼働できるような仕組みができるのではないかと思いますので、予算が厳しい中でも、メリハリのある予算づけを今後していただければと思いますので、その点のところも付け加えをお願いいたします。

(有川会長)

ありがとうございます。なかなか計画と要望というところの整理が非常に難しい話にもなってきたところもあるのですけれども、今のお話ですと、日中一時支援について非常に強調しているところもありますので、基本的にこの辺のところについてのお話を事務局からお願いいたします。

(事務局：杉本介護給付係長)

介護給付係杉本と申します。ご要望につきましては承りましたけれども、皆さんおっしゃるとおり、計画の中ではお示しすることは、できないことで、ただ、今いただいたご意見につきましては、全国的にも課題としてあげられている問題ですので、政令市の21大都市というところで要望をさせていただくことが一つ。市独自の加算ということにつきましては、今お約束はできませんけれども検討はさせていただきたいと思っております。

次に、ヘルパーの話になろうかと思うのですけれども、御存じのようにヘルパーは大変少ないところなんです。移動系であれば、あまり技術はいらないのかなと、勝手に思うのですけれども、日中一時というようなところのヘルパーとなると、技術、経験が豊かな人でないと難しいのかと思います。ですから、障がいだけではうまくいきませんので、介護の方も含めてヘルパーの方々の確保については努力をしているところですし、今の学校の先生のOBの方ということにつきましては、学校支援課等にも働きかけさせていただいて、検討の余地はあろうかと思っておりますので、要望については承りました。

(有川会長)

ありがとうございます。

人材活用の点においては、今、特別支援学校の教員の方の話も出ていたのですけれども、学校支援課の方、もし何かございましたら。

(事務局：学校支援課)

学校支援課で特別支援教育を担当している齋藤でございます。退職されてもまだまだお元気な先生はたくさんおいでになりますし、第2の人生として、そういった別の立場からハンディのある子どもたちを支えたいという方も、必ずおいでになると思いますので、今いただいたお話をまた持ち帰りまして、どの場でそういった働きかけをするのがいいのか、また検討させていただきたいと思います。

(有川会長)

ありがとうございます。

富田委員、広岡委員、何か付け足すことなどございますでしょうか。よろしいですか。

ほかにございませんか。

(高井委員)

高井です。よろしく申し上げます。私も特別支援教育の方ですけれども、各学校に特別支援コーディネーターの方が配置されているということは承知しています。現状として、この方というのはそれだけを業務にされているわけではなく、兼務されている方が多いのかと思っております。通常のクラスにおいて6.5パーセントの子どもに発達障がいがあるのではないかとされている中で、そういったお子さんをだれが見て、どんな見立てをして、どんな計画を立てているのか、教育現場のことは見えないので現状をお聞かせください。

(有川会長)

ありがとうございます。学校支援課でよろしいでしょうか。

(事務局：学校支援課)

特別支援教育コーディネーターは、各校に一人配置をしております。昨年度までは、特別支援学校には加配として、兼務ではなくコーディネーターとしての加配を一人ずつ置いておきました。今年度からは、市内4か校にコーディネーターの加配として新たに教員を配置したところでございます。コーディネーターの業務につきましては、今、お話がありましたように通常の学級の、子どもたちの授業の様子を見て回ってアセスメントをし、必要であれば個別の教育支援計画を保護者と協力して作成し、全校の中でそれを共有し、合理的配慮の提供を行っていくという流れになっております。ただ、課題となっておりますのが、コーディネーターの専門性、経験において幅がございますので、そのところにつきましては、学校支援課として特別支援教育コーディネーター研修を毎年開催をして、専門性の向上を図っているところでござい

す。

(有川会長)

ありがとうございます。高井委員、ございますでしょうか。

(高井委員)

現状として、コーディネーターの先生が支援学級の担任をされていらっしゃるのか、あるいは教頭先生がそれをされているのか、学校によって異なっていると思うのですが、担任を持っているコーディネーターの先生が通常のクラスの子どもを見にくるというのは、現状としてとても厳しいと思うのですが、ここところが仕組みとして無理があるのではないかと、私は思っています。現場の先生はとても忙しい中で、全体の生徒を見渡すというのは、とても忙しくてできることではないのではないかと思っているのですが、どうでしょうか。

(事務局：学校支援課)

特別支援教育コーディネーターについては、特別支援学級の担任が行っている学校、あるいは通常の学級の担任が行っている学校、数は少ないのですが教頭が行っている学校、学校の事情によって、さまざまでございます。

学校現場が非常に多忙化というところで、特別支援学級あるいは通常の学級という、差がなく、そこに加えてコーディネーターの業務をお願いするということは、非常に今ご指摘があったように、厳しい点もあるかというふうには感じております。そのところで今年度から加配という形をとって改善を図っておりますし、また、全校の支援体制のますますの推進というところで、また改善を図っていきたいと考えております。

(有川会長)

ありがとうございます。高井委員、よろしいでしょうか。

(高井委員)

ありがとうございます。福祉も教育も、当事者のご本人にとっては毎日毎日のことですので、加配などの取り組みを進めていくということで期待いたしております。ありがとうございます。

(有川会長)

ありがとうございます。

P 6とP 29の方に、特別支援教育コーディネーターの専門性を高めていくという内容も含まれておりますので、この点につきまして今のお話、関係してくるところだとは思いますが。あとは教育の方が段階的に拡充していくという方向性を、今、模索しているということをお聞きしておりますので、今後また、この点については継続的に意見交換等をしていくことがよろしいかと思っております。ほかにございませんか。

(本間委員)

基幹相談支援センター秋葉の本間です。

放課後等デイサービスについてお伺いしたいです。右肩上がりに近年増えている事業所だと認識しておりまして、多分、障がいのあるお子さん当事者にとっても、ご家族にとってもとてもありがたいサービスだと思っております。ですが、ものすごく増えているというところと、あと、地域によってはなかなか事業所もない地域も、区というよりも地域だと思うのですが、学校から放課後に利用するとなると、やはり距離はものすごく大事だと思っておりまして、集中している地域もあれば、あまりない地域も、地域格差というものも出てきていると思います。あと、放課後等デイサービスの療育の質、支援の質はどのようなだろうという声を、現場では聞こえてくる状況であります。

新潟市として、放課後等デイサービスの適正な事業者数とか、あと地域によってどのぐらい必要なかというお考えをお聞かせいただければと思っております。

(事務局：杉本介護給付係長)

放課後等デイサービスに限らず、地域によって適正な事業者数というところまで、新潟市として政策的な検討ができていないのが現状です。ただ、こちらの方で聞こえてくるのは南区、西蒲区は放課後等デイが少ないのかというのは聞こえてはきております。そのあたりにつきましても、要望は受けておりますので、事業所への働きかけや介護保険事業所において基準該当で実施しているところもありますので、既存の範囲の中での協力体制はやっていこうと思っております。

確かに放課後等デイサービスの事業所数は近年伸びていて、あとは質という部分についてはなのですが、全ての事業所が入っているわけではないのですが、放デイネットワークというのが市内にありまして、研修会を実施するなど、事業所において支援の質の向上という部分で取り組んでいるというふう聞いております。また、放課後等デイサービスガイドラインというものが国のほうから示されておりますので、事業者に対して積極的に周知をしていきたいと思っております。

(本間委員)

ありがとうございました。

(有川会長)

ほかにございますか。まだ時間のほうがけっこう残っているのですが。

(富田委員)

放課後等デイサービスについてですけども、放デイの協会と申しますか、そこで研修会というものはあるのでしょうか。お友達の話ですが、本当に支援が必要な重度の人たちが、重度という事が理由で放デイを断られてしまっているのです。軽い人で、家で留守番できるような人

たちは、毎日見てもらえているのに、本当に親が大変でどうにかみてもらわないとだめな人が、やっと週一〇Kみたいなところなので、本当に必要な人たちに放デイが行き届くようお願いしたいと思います。

(事務局：杉本介護給付係長)

受入体制という点では、医ケア児や重度、重心のお子さんを預けられる施設が少ないというのが現状です。そこについては、市で独自の予算配置ができればいいのですが、難しい部分もありますので、重度のお子さんの受け入れについて手厚くなるような報酬改定となるよう国への要望は確実にやっているところです。

(広岡委員)

今の放デイの重度の方、また、強度の行動障害のある方を受け入れられる放デイが、これだけ放課後等デイがいっぱいあっても、その職員の資質ですとか経験だとかによって、うちはちょっと無理ですというところが非常に増えているというのを実感しています。先ほど杉本係長が言われたように、放課後等デイネットワークの中でも研修をしながら資質をあげていこうということを目指しているのですが、ぜひ市の方からもそういった研修会や放デイの質を上げるような施策をとってもらいたいというのが、私のお願いなのですが、同じ報酬であれば、障がいの方が受け入れないといったところもありますので、そのところの指導ですとか、そういったところも市の方からも助言等をお願いしたいと思います。

(事務局：杉本介護給付係長)

障がい福祉課だけではなく福祉監査課も含めて、集団指導というものもありますので、その辺も併せてさせていただこうと思います。

(有川会長)

ありがとうございました。

おそらく先ほどの話と関連するところで言うと、専門性というところがおそらく議論になってきて、専門性というものが、単純に数値、設置されている事業所数や人数とか、そういったものと違うところで議論されていかなければいけないという提案だと思います。

この手の計画を作っているときに参考にするのは実際の数字だったりするのですが、問題はそこで起こっている中身というものが逆になくなってしまっていると、そのあたりのことが今ここで議論されているのかなと思っています。非常に建設的な議論だということを、私も今聞いていて思ったのですが、今回の計画にどこまで盛り込むかということは、この段階では難しいとは思いますが、今回の素案の中では、知っていただくというところに力を入れてきていると思うのです。今の意見を総合して考えていくと、単純に知らない市民のために伝えていくというだけではなく、現にその職に当たっている方たちの専門性を啓発してい

くということも、もしかしたら必要になってくるところかなということは感じております。

もし、これは提案ですけれども、先ほどの素案の中の啓発や理解促進を説明している項目が多分あったと思うのです。そのあたりに、単純に今、知ってもらおうということ、理解してほしいということを書いてあるのですけれども、この中に現に支援に関わっている人たちに対して普及・啓発していこうということも、ここに一筆入れていただいてもいいのではないかと思うのですけれども、いかがでしょうか。

(事務局：高橋管理係長)

管理係の高橋です。たしかに、障がいのある人の理解促進という意味では、一般の方だけではなくても、もちろん専門性のある仕事をされている方ももちろん含まれるかと思いますので、どの項目に追加するかはこれから検討させていただきまして、パブリックコメントを行う前に、文書照会という形で、委員の皆様からも追加した部分についてご意見を頂戴できればと考えております。

(有川会長)

よろしいでしょうか。ほかにございますでしょうか。意見は出揃いましたでしょうか。

それでは意見が出そろったようですので、議事（１）については終了させていただきます。

4. 議事（２）今後のスケジュールについて

(有川会長)

議事（２）今後のスケジュールについてに進みたいと思います。事務局から説明をお願いいたします。

(事務局：高橋管理係長)

今後のスケジュールについて説明させていただきます。本日机上に配付させていただきました資料２の修正後というものをご覧ください。先ほど少し触れましたが、これからパブリックコメントというものを実施いたします。本日で、第５期障がい福祉計画と第１期障がい児福祉計画をおおむねご承認いただいたものと考えさせていただきまして、これに先ほどの専門的な仕事をされている方に対する啓発について、若干追記をしたものについて、一般の方のご意見を募集するためにパブリックコメントを実施いたします。これについては、時期としては12月中旬から来年1月中旬くらいまで、おおむね1か月間公開をして意見を募集したいと考えております。

併せて、現在調整中ではございますが、議会にも報告をさせていただきたいと考えております。12月議会の市民厚生常任委員会におきまして、計画案の概要とパブリックコメントを実施するということについて、報告をしたいということでございます。時期としては平成29年12

月、来月中旬ということですが。

それから（３）のところですがけれども、第４回新潟市障がい者施策審議会を、来年２月下旬から３月上旬に開催させていただきたいと思っております。このときの内容といたしましては、来月から行うパブリックコメントの結果を受けて、市民の皆様からどんな意見が出てきたか、またはその意見をどのように反映していくかというような議論をもう一度していただきまして、それでこの計画が完成するという流れで進めさせていただきたいと考えております。

（有川会長）

ありがとうございました。

ただいまの事務局からの説明をお聞きになりご意見等ございますでしょうか。よろしいでしょうか。ある程度決まっている流れもございますので、また皆さんの方にもご検討いただく期間等も含めまして、かなり短い時間での作業になるかと思っておりますけれども、ご協力よろしく願います。それでは議事については特にございませんか。なければ終了させていただきます。本件の議事につきましては、以上、予定されていたものは終了となります。

5. その他

（有川会長）

若干時間もございますので、その他、事務局から何かございますでしょうか。

（事務局：高橋管理係長）

３点ご報告させていただきます。

一つは地域生活新拠点等の設置の検討状況の報告、二つ目として12月2日に開催する「まちなか障がい福祉フェス」のご案内。最後に、こころの健康センターから、新潟精神科リハビリテーション研究会のご案内、３点ご報告させていただきたいと思っております。

（事務局：杉本介護給付係長）

参考資料１をご覧ください。新潟市地域生活支援拠点等整備の検討状況を報告させていただきます。

この10月に自立支援協議会の全体会で報告させていただいたのですが、その資料を簡潔にさせていただいた部分であります。２ページ、３ページになるのですが、まずは地域生活支援拠点とはどういうものなのかということ、国からの通知に基づいて説明したいと思います。地域生活支援拠点等というものを、前回の計画で平成30年度末までに一つ以上設置するという目標がありました。ただ、日本全国でまだその整備が進んでいないということで、国は平成32年度末までに計画を変更したところですが、新潟市におきましては、前回の計画を踏襲しまして平成29年度末、今年度末までに一つ以上設置するということが現在検討しております。

す。

2 ページ目をご覧ください。地域生活支援拠点等の目的ですが、障がいの重度化・高齢化に備えるとともに、地域移行を進めるために、重度障がい者の方にも対応できる専門性や障がいのある方やその家族が、緊急事態に対応できるというものを設置するという目的となっております。

整備の方法としては二つあるのですけれども、グループホームや障がい支援等に付加した多機能拠点整備型というものと、地域において現在ある複数の機関が分担して機能を担う体制の面的整備という方法があるのですけれども、新潟市におきましては、面的整備ということで進めさせていただくということで考えております。

2 の必要な機能というものを、まず国は設置しなければいけないということを示してあるところですが、五つの必要な機能ということで挙げられております。そこにつきましては、3 ページをご覧ください。五つありますが、相談、緊急時の受け入れ・対応、体験の機会・場、専門的人材の確保・養成、地域の体制づくりということであるのですけれども、相談等におきましては、基幹相談支援センターを設置し対応しております。この五つを初めから完璧にという部分は、少し難しい部分がありますので、新潟市としましては②の緊急時の受入対応に特化した、そこを優先とした地域生活拠点等というものを検討しております。

では新潟市はどのようなものを作るのかというところで、4 ページをご覧ください。図の中心にあるのがコールセンター事業者、現在十字園と太陽の村の二つあるのですけれども、来年度、どのような形になるか別として、コールセンター事業者を核として 24 時間体制の受け入れ対応の整備、いわゆる左側の平日の日中、8 時半から 17 時 30 分までは基幹相談支援センターや区役所、保健センター、役所で対応できるのですけれども、ただ、その時間後、平日の 17 時半から翌朝の 8 時半までと土日祝日についての対応について、この拠点等というところで整備しようということで、現在考えております。

その対象者がどのような方になるかというところでは、現在検討中ではあるのですけれども、基幹相談支援センターなどと相談させていただいて、最低 3 つの要件というところで、こちらの方には書いてないのですが、1 つ目として「在宅で生活する強度行動障がい者児の方」、2 つ目として「単身で生活する重度障がい者の方」、3 つ目として「高齢の家族のみと生活する重度障がい者の方」を中心に対象者にするというを考えているところです。

ただ、こちらのコールセンター事業所が対応すると言っても、急に来てどのような方かというのが分からなければ、現実的に危険性も伴いますので、緊急の対応はできないという現状があるので、これから対象の方々を絞るとともに、その対象の方々や支援されている方々からの同意をいただいて、投薬や対応の方法などについてのしっかりとしたカルテを作らせていただ

いた方を、まずは対象とさせていただき、緊急の受け入れ及び相談体制の地域での構築というところで考えております。

最初はスモールスタートということで、50 から 60 件程度の方となる想定ではいるのですが、確実に対応できる人数から開始しようということで考えております。江南区の方でこれに近いようなカルテを作成した成功例がありますので、それを参考にしながら検討していきたいと思います。

現在、中心にあるコールセンターの見直しや、短期入所先の協力体制の検討などをおこなっており、来年度から事業を実施できるように考えております。また、できたら終わりではなく、来年度以降も拡充しながらやっていこうと思いますし、国からこの部分を強化しろというようなことがありましたらその辺もカスタマイズしながら、地域生活支援拠点等につきましては検討していきたいと思います。

(事務局：横野就労支援係長)

就労支援係の横野です。前回の審議会で新潟市障がいのある人もない人も共に生きるまちづくり条例をさらに推進するために、ともにプロジェクトの立ち上げをご報告しましたが、現在、プロジェクトのシンボルとなるロゴマークを募集して選考中でございます。来週には決定する予定ですが、そのロゴマークを広く発表する機会としまして、また、障がいのある人もない人も一緒に楽しめる交流の場としまして、まちなか障がい福祉フェス 2017 を開催いたします。

本日机上配付しておりますピンクの 1 枚紙をご覧ください。日時は 12 月 2 日土曜日午前 10 時から午後 3 時まで、会場は江南区のイオンモール新潟南の 1 階マリコートになります。

主催は新潟市障がい福祉課と、まちなか障がい福祉フェス実行委員会、この実行委員会は、まちなかほっとショップ会員施設の職員の皆様で構成されています。目的は、市民の皆様から障がいのある人の福祉について、関心・理解を深めていただくとともに、障がいのある人が、あらゆる分野の活動に積極的に参加する意欲を高めていただくというものです。実施内容は、毎年やっていますが障がいのあるアーティストによるステージ、それから 2020 年東京オリンピック・パラリンピックに向けて障がい者スポーツに関心を持っていただくため、新潟県選抜車いすバスケットチームの松永選手から来ていただき、車いすバスケのデモンストレーションと、体験コーナーも設けます。また、クイズに答えて豪華景品が当たるガラポンに挑戦していただくなど、楽しみながら障がいへの理解を深めていただきたいと思います。

そして今年、ともにプロジェクトのロゴマーク発表式を行います。タイムスケジュールにつきましては、午前 10 時から車いすバスケの体験とクイズ de ガラポン、まちなかほっとショップの販売を開始します。12 時半になりましたら、車いすバスケのコーナーを片付けてステージを出して、ゆたかミュージックベルの演奏の後、市長がともにプロジェクトのロゴマークを

発表します。後半は結屋（むすびや）の手話ダンス、エンジェルスターのダンス、NAMARAの脳性マヒブラザーズによるお笑い、それから福祉事業所つばさの総おどり体操を披露してもらって、午後3時終了となります。ガラポンの特賞は、JA全農新潟さまからご提供いただきましたお米「新之助」「こしひかり」がありますので、委員の皆様もぜひご参加くださいますよう、よろしく願いいたします。

（事務局：こころの健康センター）

こころの健康センターです。資料をご覧いただければと思います。新潟精神科リハビリテーション研究会が行います研修会におきまして、このたび精神障がい者の雇用と就業についての講演会と実践報告が行われますので、情報提供をさせていただきたいと思います。今週末の26日の日曜日2時から、総合福祉会館におきまして精神障がい者の雇用と就業についてという講演と、終わった後に実践報告として、あどばんすさんとこあサポートのほうから、精神障がい者の就業に関する実践報告をいただくことになっております。事務局から、まだ席に余裕があるということの情報がございまして、事前登録制ではあるのですが、締切を過ぎているのですが、まだ受付可ということと、当日参加も可能というふうに伺っておりますので、ぜひご興味のある方はご参加いただければと思います。

（有川会長）

以上ですか。何かご質問等ありますか。

（丸山委員）

先ほど一つ聞き逃したのですが、緊急の受入対象を三つおっしゃっていますけれども、高齢者、高齢両親のもとと、単身生活者の重度、もう一つ。

（事務局：杉本介護給付係長）

三つの対象というところで、在宅で生活する強度行動障がい者児、単身で生活する重度障がい者、高齢の家族のみで生活されている重度障害をお持ちの方を中心に整備させていただくということで、まずは考えております。

（有川会長）

よろしいでしょうか。それでは平成29年度第3回審議会はこれで終了となります。

委員の方々がそれぞれのお立場でお気づきのこと、あるいは日常の中でお考えのことがありましたら、お手元に「障がい者施策審議会に対する意見」という用紙がございまして、現状を踏まえた意見なり、あるいは提案についてお書きいただき、提出いただけたらと思います。

皆様、お忙しいところ、長時間にわたり会議にご出席いただき大変ありがとうございました。これで終了としたいと思っております。マイクは事務局にお返ししたいと思います。

（事務局）

有川会長、議事進行いただきありがとうございました。また、委員の皆様も活発にご発言をいただきましてありがとうございます。

事務連絡ですが、駐車券につきましては無料処理してありますので、お帰りの際にお受け取りください。

以上で平成 29 年度第 3 回新潟市障がい者施策審議会を終了させていただきます。本日はお忙しい中、どうもありがとうございました。